再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第２２号

新潟県新発田市藤塚浜3310番地８

再生債務者　株式会社エヌビーフーズ（旧商号　株式会社ニイブロ）

特別調査期間　平成24年７月19日から平成24年７月20日まで

平成24年６月22日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２４年（再）第１４号

埼玉県坂戸市大字中小坂829番地

再生債務者　株式会社フェイムス

１　投票期間　平成24年８月14日まで及び平成24年８月22日午前10時30分債権者集会期日

２　債権者集会

⑴　期日　平成24年８月22日午前10時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

平成24年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第３号

群馬県佐波郡玉村町大字福島80番地１

再生債務者　株式会社香樹舎

１　決議に付する計画案　平成24年５月25日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成24年９月10日午後３時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成24年９月７日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年９月５日

平成24年６月26日　　前橋地方裁判所民事部

平成２４年（再）第２２号

新潟県新発田市藤塚浜3310番地８

再生債務者　株式会社エヌビーフーズ（旧商号　株式会社ニイブロ）

１　決議に付する再生計画案　平成24年６月７日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成24年７月25日午後１時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成24年７月17日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年７月11日

平成24年６月22日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２４年（再）第３４号

千葉県松戸市金ケ作144番地

再生債務者　近藤　武夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成24年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第２５９号

東京都千代田区平河町１丁目６番８号

再生債務者　株式会社ダイナシティ

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成24年６月25日

東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２７５号

岩手県盛岡市乙部５地割240番地

再生債務者　セイナン工業株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成24年６月25日

東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第３０３号

東京都千代田区神田東紺屋町31番地神田槙町トライアングルタワーズ８階

再生債務者　株式会社モリテック・インターナショナル

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成24年６月25日

東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第３１５号

東京都足立区伊興２丁目９番16号

再生債務者　林　　和夫

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成24年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２８１号

千葉県船橋市金杉５丁目38番15号

再生債務者　尾上　　仁

１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年７月17日まで

４　一般異議申述期間　平成24年７月31日から平成24年８月14日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１０５号

千葉県船橋市二和西６丁目20番23号

再生債務者　田中　達也

１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年７月17日まで

４　一般異議申述期間　平成24年７月31日から平成24年８月14日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第８７号

千葉県浦安市海楽２丁目16番３号

再生債務者　中山慎一郎

１　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年７月18日まで

４　一般異議申述期間　平成24年８月１日から平成24年８月15日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１０６号

千葉市稲毛区轟町４丁目４－10ＮＴＴ轟寮516

再生債務者　福元　正一

１　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年７月18日まで

４　一般異議申述期間　平成24年８月１日から平成24年８月15日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第５１号

兵庫県西宮市上之町13番13号

再生債務者　平野　耕士

１　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年７月18日まで

４　一般異議申述期間　平成24年７月25日から平成24年８月８日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第３８号

さいたま市南区白幡５丁目13番３号1003

再生債務者　柴田　昌輝

１　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年７月19日まで

４　一般異議申述期間　平成24年８月２日から平成24年８月９日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第８２号

埼玉県戸田市中町１丁目19番地の６　朝日パリオ戸田中町弐番館204号室

再生債務者　小池　孝臣

１　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年７月19日まで

４　一般異議申述期間　平成24年８月２日から平成24年８月９日まで

さいたま地方裁判所第３民事部